

四小PTAガイドブック



目 次

- P T Aってなあに？
- P T A保険について
- P T A規約

府中市立府中第四小学校 P T A

「PTA」ってなあに？

P Parent = 保護者

T Teacher = 先生

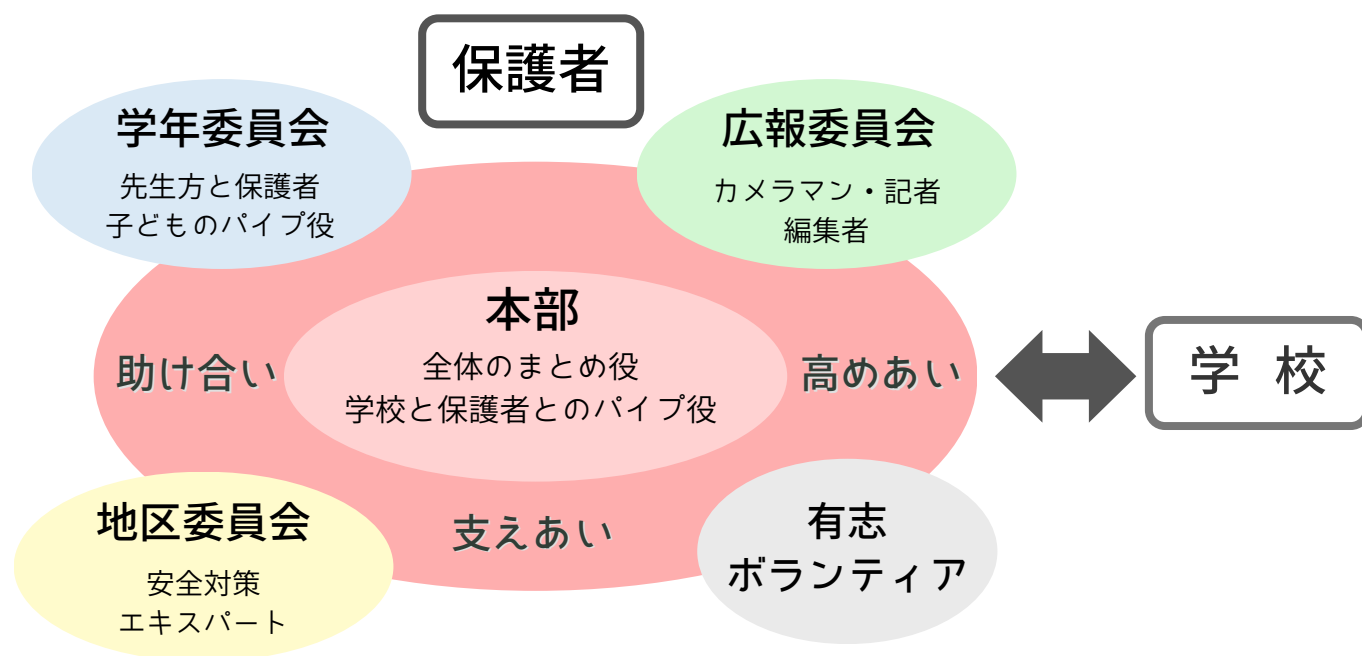
A Association = 集団や組織

PTAの主な目的は、学校と保護者の連携を図り、子どもたちの教育や学校生活の支援を行うことです。

＜四小PTAの方針＞

「できる人が、できる時に、できる事を」

同世代の子どもを持つ保護者の交流の場として横の繋がりを持ち、学校と協力し合いながら活動していくことを目指しています。



本部役員・学年委員・広報委員・地区委員は一家庭一役を目指します。

各委員の仕事でも、本部と共有したり相談したりと、PTA全体で協力して活動しています。一人一人ができる時にできることをやる事で、PTA活動は、有意義に楽しく展開していきます。保護者同士が知り合い・顔見知りになることで、子どもたちの様子や地域のことがよくわかり、子どもたちは安心して、健やかに成長していきます。保護者と、学校と、地域と、共に手を取り合って歩んでいきましょう！

P T A 保険について

P T A が主催する行事の中で児童や P T A 会員の不慮の傷害事故を保障する保険です。
主催者側が法律上の賠償責任を負った場合に備えての『P T A 管理者賠償責任』を組み合わせ
た総合保障です。

加入している会社 : あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
加 入 対 象 者 : 児童、父母会員および教職員会員

《P T A 傷害保険》⇒1世帯あたりの保険料…年間98円

保険料が支払われる場合

P T A が主催・共催する行事に参加中（自宅と行事会場との往復途上を含む）の傷害事故が
対象となります。

※ P T A が企画・立案し、主催または共催する行事で、P T A 会則に基づく手続きを経て決定
されたものをいいます。

- （例）・ P T A バレーボール大会や講習会中に怪我をした。
・ 児童のための交通安全指導中に怪我をした。

〈注〉 児童の怪我で、日本学校安全法の定めるところにより給付対象となるものは、
本保険の対象とはなりません。

保険金額 1名につき

死亡・後遺障害保険金額	200万
入院保険金額	1日あたり2,500円
通院保険金額	1日あたり1,500円

※入院・通院を合算して180日限度

保険料が支払われない主な場合

1. 保険申込人や参加者、保険金受取人の故意による傷害
2. 自殺行為、犯罪行為、闘争行為による傷害
3. 脳疾患、疾病（日射病、熱射病を含む）または心神喪失による傷害
4. 地震、噴火、津波、洪水などの天災による傷害

《PTA管理者倍償責任保険》⇒1世帯あたりの保険料…約11円×児童数

保険料が支払われる場合

PTA活動を行っている際

1. PTAの役員や責任者の不注意、管理ミスによって、児童、父母会員、教職員会員 または、その第三者の身体・財産に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合。
2. 第三者から借用した用具等を損壊したことについて、管理者としての法律上の損害賠償責任を負った場合による損害が補償されます。

保険金額

PTA活動に伴う賠償責任	身体	1名 2,000万	1事故につき 5,000万円
	財物		1事故につき 500万円
保管物賠償責任	保管物	500万円	

保険料が支払われない場合

1. 保険申込人や責任者の故意による事故
2. 自動車による事故
3. 飲食による事故
4. 地震、噴火、津波、洪水などの天災による事故

1世帯あたりの保険料合計＝98円＋約11円×児童数

府中市立府中第四小学校 P T A 規約

- 第1条 (名称及び事務所) この会は、府中市立府中第四小学校P T A (以下P T Aとする) といい、事務局を同校におく。
- 第2条 (目的及び活動) この会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と地域社会で子どもたちの幸せな成長をはかるための、相互の理解を深め、教育の目的に沿うように次の活動をする。
1. よい保護者、よい教職員となるように努める。
 2. 家庭と学校の緊密な連携に努める。
 3. 子どもたちの環境をよくするように努める。
- 第3条 (方針) この会は、次の方針により前条の目的を果たす。
1. 会員一人一人が進んで活動に参加し、民主的に運営する。
 2. 子どもたちの教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
 3. 学校の管理や教職員の人事に干渉しない。
 4. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また公の選挙の候補者を推薦しない。
 5. 営利を目的とする行為は行わない。
- 第4条 (会員) 児童の保護者またはこれにかわる保護者と教職員で構成する。
- 第5条 (経理) この会が活動するために必要とする経費は、会費及びその他の収入によってまかなわれる。
1. 会費は一世帯年額2,000円とし、納入は年1回とする。但し、転入の場合は
（ 4月～8月を1期700円
9月～12月を2期700円
1月～3月を3期600円 ） と分けて当該期分を全額納入する。
転出の場合、会費は返還しない。
但し、定期総会以前に1学期中の転出が決まっている場合、納入時の申告により2・3学期分を返金する。
 2. この会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。
- 第6条 (役員及び監査) この会に役員及び監査をおく。その任期は1年とするが、再選された場合、同役職は2年まで継続できる。但し、教職員はこの限りではない。
現職の役員が都合により継続できなくなった場合、役員会・運営委員会にて新たな役員を選出するかを決定し、必要な場合は新たな役員を会長が委任し、残りの期間を務める。その際の新たな役員の学年については不問とする。
- | | |
|-----|---------------|
| 会 長 | 1名 |
| 副会長 | 4名 (うち1名は副校長) |
| 書 記 | 3名 (うち1名は教職員) |
| 会 計 | 3名 (うち1名は教職員) |
| 監 査 | 2名 |
| 顧 問 | 1名 (学校長) |

- 第7条 （役員及び監査の選出） この役員及び監査の選出方法は、別に定めた規定「役員及び監査選出規定」によるが、教職員の役員は学校で選ぶ。推薦された全ての役員及び監査は、総会で承認を受ける。
- 第8条 （役員及び監査の任務） この会の役員及び監査の任務は次のとおりとする。
- 1.会長は会を代表し、責任を持って会務を進め、総会及びすべての会議を招集する。
 - 2.副会長は会長を助け、会長不在の時は、その代理をつとめる。
 - 3.書記は総会、委員会及び主な会議の記録をし、整理保管する。また、その他の会務を処理する。
 - 4.会計はこの会の経理を担当し、監査を受けた決算を総会に報告する。
 - 5.監査は会計の監査を行い、総会に報告する。また、すべての会合に出席して意見を述べることができる。
 - 6.顧問は、相談役としていずれの会にも出席し、意見を述べることができる。
- 第9条 （運営） この会は定期総会、臨時総会、役員会・運営委員会、各委員会によって運営される。
- 1.総会は、この会の最高決議機関で、全会員の2分の1（委任状を含む）以上の出席をもって成立し、出席者の過半数の同意を得て、議案を決定する。賛否同数の場合は議長が決める。
 - 2.定期総会は毎年1回年度の始めに開き、次のことについて審議する。
 - ・新役員の承認
 - ・新年度の事業及び予算
 - ・その他重要な案件
 - 3.臨時総会は、会長が必要と認めたとき、役員会・運営委員会が必要と認めたとき、また会員の5分の1以上の要求があったときのいずれかに該当する場合に開くことができる。
 - 4.役員会・運営委員会は総会に次ぐ重要な機関で、役員と各委員会の代表者3名以上で構成し2分の1以上の出席をもって成立し、出席者の過半数の同意を得て、事案を決定する。また、各委員会の連絡調整をはかり、会の事業を協議運営する。
役員会・運営委員会は、必要に応じて特別委員会をおくことができる。
 - 5.各委員会には学年委員会、広報委員会、地区委員会、及び推薦委員会をおく。
各委員会の運営については別に定めた準則「各委員会の準則」によって行う。
 - 6.役員と各委員会において、任期中の兼任はできない。
- 第10条 （慶弔） この会は、本校児童及び会員に特別のことがあった場合には、別に定める規定「PTA慶弔見舞いの規定」によって慶弔の意を表す。

付 則

- 1.この会の規約は総会で出席者の過半数以上の賛成によって改正することができる。
- 2.この規約は2025年5月15日の総会にて改正し、この日より実施する。

各委員会の準則

(規約第9条第6項による)

1.各委員会は、本会の活動に必要な事項について調査研究立案し、また実行機関として次の活動を行う。

(1) 学年委員会

各学年より選ばれた2～3名・仲よし学級1～2名の委員及び担当教職員会員によって構成され、学年会の発展をはかり、学級及び学年相互の交流と教育環境の改善につとめる。具体的には、学年お楽しみ会・給食試食会・家庭教育学級・講習会の開催、教育整備助成運動（ウェブベルマーク）等を行う。

(2) 広報委員会

各学年より選ばれた1～2名の委員及び担当教職員会員によって構成され、学校の様子などを広く会員に知らせる。具体的には、PTA広報紙やその他臨時の刊行を行う。

(3) 地区委員会

2～6年生保護者より選ばれた15～20名の委員及び担当教職員会員によって構成され、地区活動の発展をはかり、学区域全体の児童の安全確保と環境の整備につとめる。また、青少年対策委員会の、主催・共催事業に協力する。

(4) 推薦委員会

役員2名と学年委員によって構成され、次年度の役員及び会計監査を選出する。

2.各委員会は、委員の互選によって委員長1名、書記1名、会計1名を選任する。推薦委員会は、「役員・監査選出規定」による。

3.各委員会は、委員長が招集し、会の成立及び議事については、「規約第9条第1項」の規定に準じて行う。各委員会の委員長は、各委員会の代表として、その会の司会をし、会の発展につとめる。委員長、書記、会計の三役は、必要に応じてお互いの代理をつとめる。

4.各委員会の任期は「規約第6条」役員の任期の規定に準ずるものとする。

付 則

1.この準則は役員会・運営委員会において出席者の過半数以上の賛成によって改正することができる。

2.この準則は2025年4月19日の役員会・運営委員会にて改正し、この日より実施する。

役員及び監査選出規定

(規約第7条による)

1.役員及び監査選出は、推薦委員会によって行われる。

2.推薦委員会の構成

- (1) 推薦委員は役員2名と学年委員がつとめる。
- (2) 推薦委員会に、委員長1名、副委員長1名をおく。

3.選出方法

- (1) 全会員に役員及び監査を公募する。
- (2) 各学年の選出会議で検討、もしくは抽選を行い、原則として学年ごとに2名の候補者および1名の補欠候補者を決定する。選出された候補者がやむを得ない理由により辞退した場合、補欠候補者から候補者を決定する。
- (3) 役員及び監査の名簿を作成し、全会員に報告し、総会において承認を得る。
- (4) その他、推薦に関する一切の責務を負う。

付 則

- 1.この規定は、役員会・運営委員会において出席者の過半数以上の賛成によって改正することができる。
- 2.この規定は、2025年4月19日の役員会・運営委員会にて改正し、この日より実施する。

P T A 慶弔見舞の規定

(規約第10条による)

1. 会員及び児童に特別の事が生じた場合、以下のように慶弔の意を表す。但し、慶弔、見舞いを受けた場合、返礼は一切要しない。

(1) 保護者

- | | |
|------------------------|-------------|
| イ. 亡くなった場合 | 10,000円 |
| ロ. P T A 活動中の怪我で入院した場合 | 3,000円程度の花束 |

(2) 教職員会員

- | | |
|------------------------|--------------|
| イ. 亡くなった場合 | 10,000円 |
| ロ. 配偶者及び血族一親等が亡くなった場合 | 5,000円 |
| ハ. 結婚 | 5,000円 |
| ニ. 退職及び転任 | 3,000円相当の記念品 |
| ホ. P T A 活動中の怪我で入院した場合 | 3,000円程度の花束 |

(3) 児童

- | | |
|------------------------|--------|
| イ. 亡くなった場合 | 10,000 |
| ロ. 怪我や病気のため2週間以上欠席した場合 | 5,000円 |

2. 手続き

該当児童のクラス担任あるいは、管理職からの申告に基づき行う。

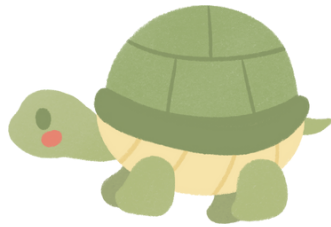
3. 各学級で慶弔の意を表す場合

児童の作品（作文、図画、折り紙、見舞い文）などに留め、お金は集めないこととする。

4. 以上の項目以外の件については、役員会で決定する。

付 則

1. この規定は、運営委員会において出席者の過半数以上の賛成によって改正することができる。
2. この規定は、2010年3月12日の運営委員会にて承認され、2010年4月1日より実施する。



2025年4月 発行
2025年5月 改正